

## 給与規程

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人ほくりくみらい基金(以下、「当法人」という。)の職員の給与について定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、月給又は時給制とし、それぞれ次に掲げる区分により支給する。

(1) 基本給

(2) 手当

該当する職員には、次の手当を支給する。

①超過勤務手当

②休日出勤手当

(基本給)

第3条 基本給は、別表に従い、本人の職務内容、技能、勤務成績、年齢等を考慮して各人別に代表理事が決定する。

(給与改定)

第4条 給与改定の時期は原則として4月1日とする。ただし、本法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、給与改定を実施しないことがある。

2 給与改定は、職員の勤務成績、本法人の業績等を勘案して各人ごとに、代表理事が決定する。

(超過勤務手当等)

第5条 時間外勤務に対する割増賃金は、次の計算方法により計算して支給する。

(1) 1日の実労働時間が8時間を超えて勤務した場合

基準賃金×時間外勤務時間×1.25

(2) 深夜(午後10時から午前5時までの間)に勤務した場合

基準賃金×深夜勤務時間数×0.25

(3) 法定休日に勤務することを命ぜられた従業員がその勤務に服した場合

基準賃金×休日勤務時間×1.35

(4) 1か月の時間外労働時間が60時間を超えて勤務した場合

基準賃金×時間外勤務時間×1.5

2 基準賃金は、次のいずれかの算式により計算して支給する。

(1) 月給制における基準賃金＝基本給÷1か月の平均所定労働時間

(2) 時給制における基準賃金＝時給

(給与の支給日)

第6条 給与の計算期間は毎月1日より末日までとし、支給日は翌月25日(支給日が休日に当たるときはその前日、以下順次繰り上げ)とする。

2 超過勤務手当等の計算期間は、毎月末日を締切日とし、翌月の給与支給日に支給する。

(給与の支給方法)

第7条 給与は、本人に対し、通貨で直接その全額を支払う。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこともできる。

2 給与は、法令の定めによる控除すべき金額を控除して支給する。

(賞与)

第8条 賞与は、支給しない。

(退職金)

第9条 退職金は、支給しない。

(雑則)

第10条 この規程の実施に関し、必要な事項については、代表理事が定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則 この規程は、2023年4月3日から施行する。(2023年4月3日理事会議決)

(別表) 基本給月額表

(単位:円)

号	基本給	号	基本給	号	基本給	号	基本給	号	基本給
1	140,000	21	180,000	41	220,000	61	260,000	81	300,000
2	142,000	22	182,000	42	222,000	62	262,000	82	302,000
3	144,000	23	184,000	43	224,000	63	264,000	83	304,000
4	146,000	24	186,000	44	226,000	64	266,000	84	306,000
5	148,000	25	188,000	45	228,000	65	268,000	85	308,000
6	150,000	26	190,000	46	230,000	66	270,000	86	310,000
7	152,000	27	192,000	47	232,000	67	272,000	87	312,000
8	154,000	28	194,000	48	234,000	68	274,000	88	314,000
9	156,000	29	196,000	49	236,000	69	276,000	89	316,000
10	158,000	30	198,000	50	238,000	70	278,000	90	318,000
11	160,000	31	200,000	51	240,000	71	280,000	91	320,000
12	162,000	32	202,000	52	242,000	72	282,000	92	322,000
13	164,000	33	204,000	53	244,000	73	284,000	93	324,000
14	166,000	34	206,000	54	246,000	74	286,000	94	326,000
15	168,000	35	208,000	55	248,000	75	288,000	95	328,000
16	170,000	36	210,000	56	250,000	76	290,000	96	330,000
17	172,000	37	212,000	57	252,000	77	292,000	97	332,000
18	174,000	37	214,000	58	254,000	78	294,000	98	334,000
19	176,000	39	216,000	59	256,000	79	296,000	99	336,000
20	178,000	40	218,000	60	258,000	80	298,000	100	338,000

(別表) 基本給時給表

(単位:円)

号	基本給	号	基本給	号	基本給	号	基本給
1	1,000	11	2,000	21	3,000	31	4,000
2	1,100	12	2,100	22	3,100	32	4,100
3	1,200	13	2,200	23	3,200	33	4,200
4	1,300	14	2,300	24	3,300	34	4,300
5	1,400	15	2,400	25	3,400	35	4,400
6	1,500	16	2,500	26	3,500	36	4,500
7	1,600	17	2,600	27	3,600	37	4,600
8	1,700	18	2,700	28	3,700	37	4,700
9	1,800	19	2,800	29	3,800	39	4,800
10	1,900	20	2,900	30	3,900	40	4,900